

令和元年10月診療分から、



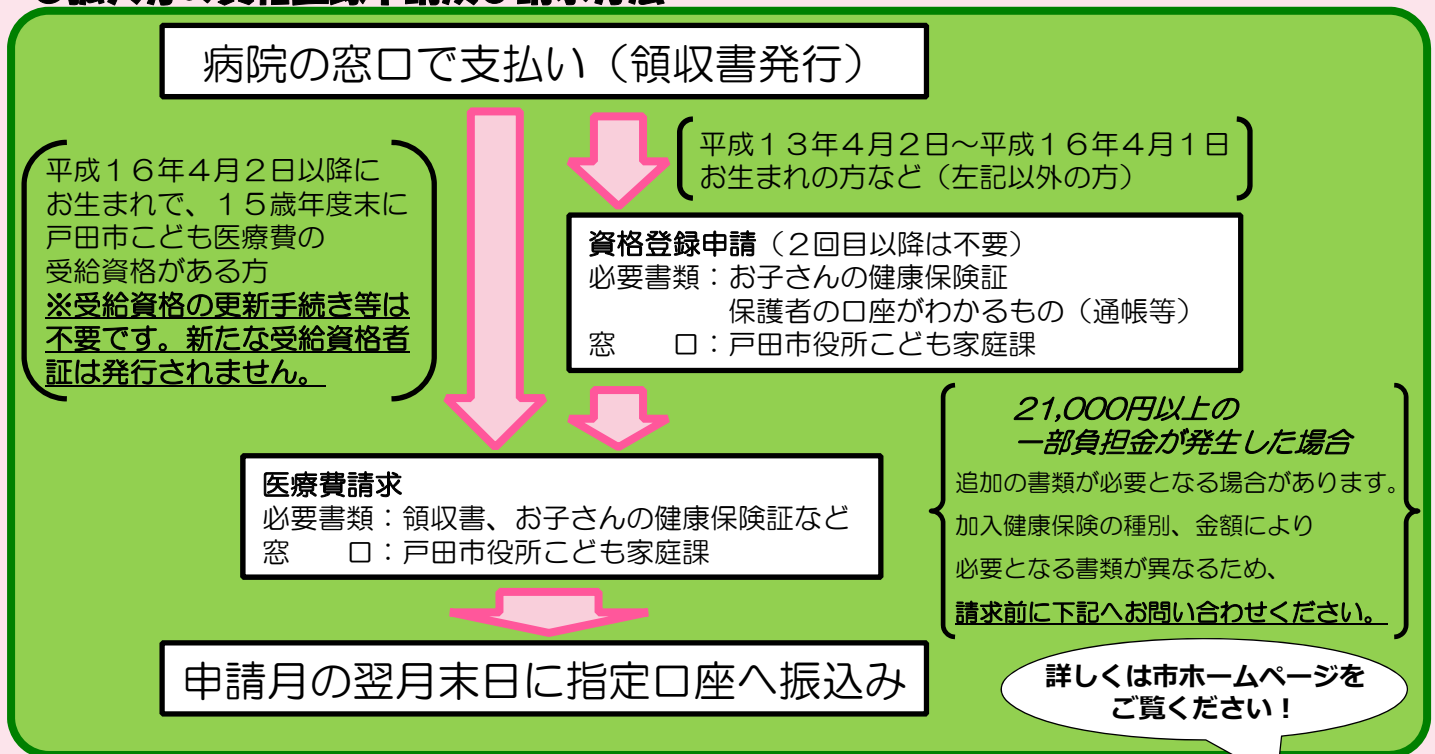
入院について医療費の助成対象を 18歳まで拡大します！

15歳までの医療費については、通院・入院ともに助成対象です
(これまでの助成内容・方法から変更はありません)

●助成対象拡大の詳細

対象年齢	診療日時点で18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さん (令和元年度は平成13年4月2日～平成16年4月1日お生まれのお子さんが対象)
対象期間	令和元年10月1日以降の診療分 (対象者の住民票が戸田市内にある期間に限る)
助成内容	入院にかかる保険診療の一部負担金 (食事療養費の標準負担額も助成対象です)
助成方法	償還給付のみ(病院窓口で支払後、領収書等を添付してこども家庭課へ請求) ※拡大部分について市内医療機関での現物給付(窓口負担なし)はご利用いただけません
申請期間	診療月の翌月以降、支払日から2年以内にご請求下さい。 (2年を超えての請求については、一部自己負担が発生する場合があります)

●拡大分の資格登録申請及び請求方法



【お問い合わせ】 戸田市役所 こども家庭課 医療・手当担当
電話 : 048-441-1800 内線 234

